

富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用を許諾することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象デザイン)

第2条 使用できるデザインは、別図のとおりとする。

(使用の許諾)

第3条 申請者は、あらかじめ、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許諾申請書（様式第1号）を管理者に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市が主体となって実施する事業等で使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道又は広報の目的に使用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の許諾には、デザインの使用に関し必要な条件を付することができる。

3 管理者は、デザインの使用を許諾したときは、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許諾通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 第1項の許諾は、デザイン及びデザインを使用して作成した製作物に関して、第三者の知的財産権を侵害していないことを市が保障するものではない。

(使用の不許諾)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を許諾しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令に反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標及び意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）、暴力団等が経営に関与している者又は暴力団等への利益の供与を目的として申請する者であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者がデザインの使用を不相当と認めるとき。

2 管理者は、デザインの使用を許諾しないときは、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不許諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用の許諾期間)

第5条 デザインの使用許諾期間は、1年を最大とする。

- 2 第3条の規定により使用の許諾を受けた者(以下「使用者」という。)が、前項の期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、その許諾を受けなければならない。

(使用許諾事項の変更)

第6条 使用者がデザインの使用許諾事項を変更しようとするときは、速やかに使用許諾通知書を添えて富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更許諾申請書(様式第4号)を管理者に申請し、その許諾を受けなければならない。

- 2 前項の許諾には、デザインの使用変更に関し必要な条件を付することができる。
- 3 管理者は、デザインの使用許諾事項の変更を許諾したときは、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更許諾通知書(様式第5号)を交付するものとする。
- 4 管理者は、デザインの使用許諾事項の変更を許諾しないときは、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更不許諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用許諾の取消し等)

第7条 管理者は、使用者がこの要綱の規定又は使用の許諾に付した条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段によりデザインの使用の許諾を受けたと認めるときは、富山市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許諾取消通知書(様式第7号)により、その許諾を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により許諾を取り消したときは、使用者に対して、当該取消しに係る物品等の回収を求めることができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) デザインの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 定められた配色、形状等のおりデザインを使用すること。
- (3) 製作物の販売等を行う前に、当該製作物の見本を管理者へ提出すること。なお、管理者から製作物の修正又は変更を求められた場合には、その修正又は変更に応じること。

(権利設定の禁止等)

第10条 使用者は、デザインの知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(第三者に対する許諾)

第11条 管理者は、使用者が製作した物品と同一又は類似の物品等について、使

用者以外の者からデザインの使用許諾の申請があったときは、その許諾をすることができる。

(使用許諾を受けないで使用した場合の措置)

第12条 管理者は、デザインの使用許諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対して、その使用の停止を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

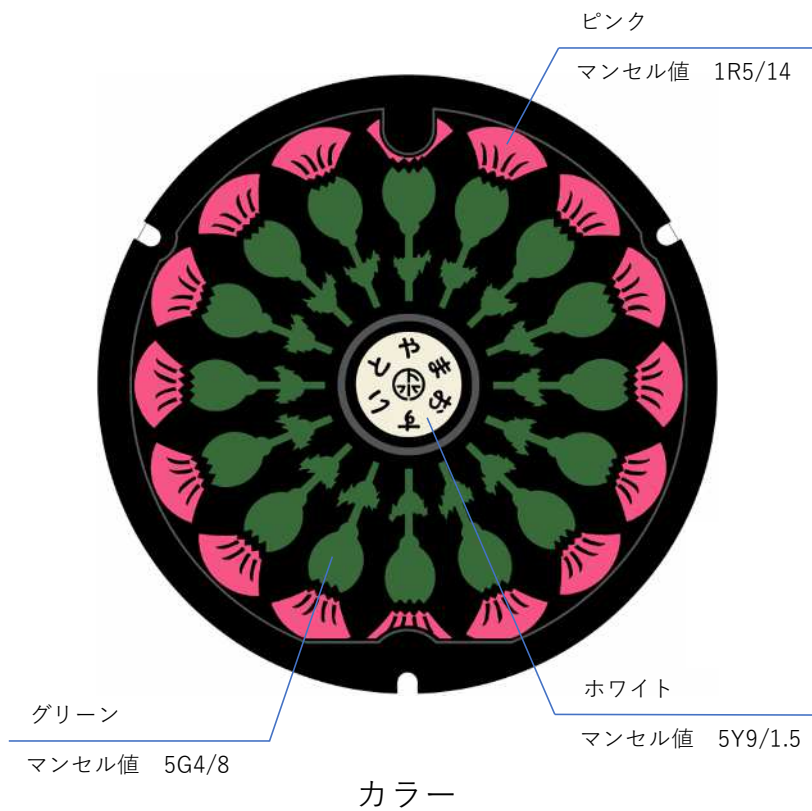
この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別図（第2条関係）

① アザミ（富山地域）

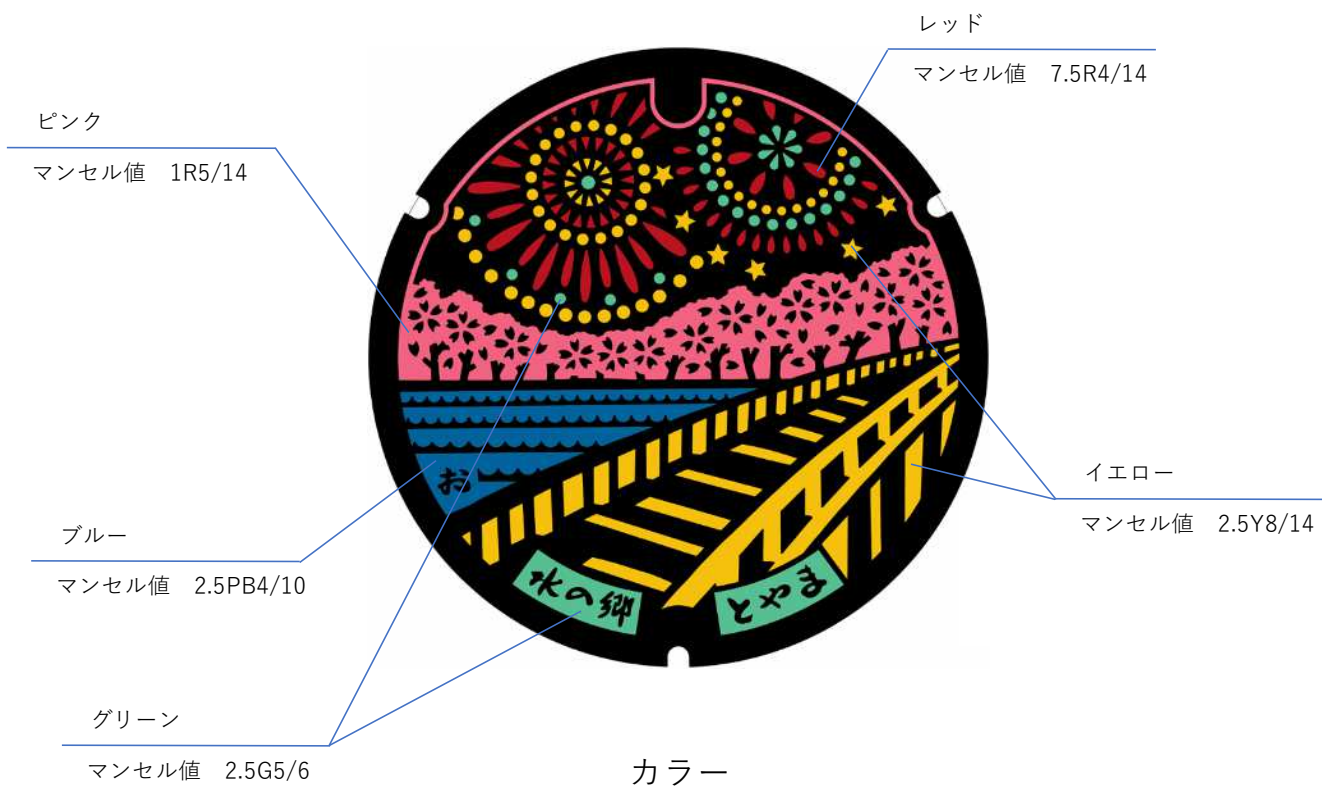


② 常夜燈・越中舟橋風景・桜（富山地域）

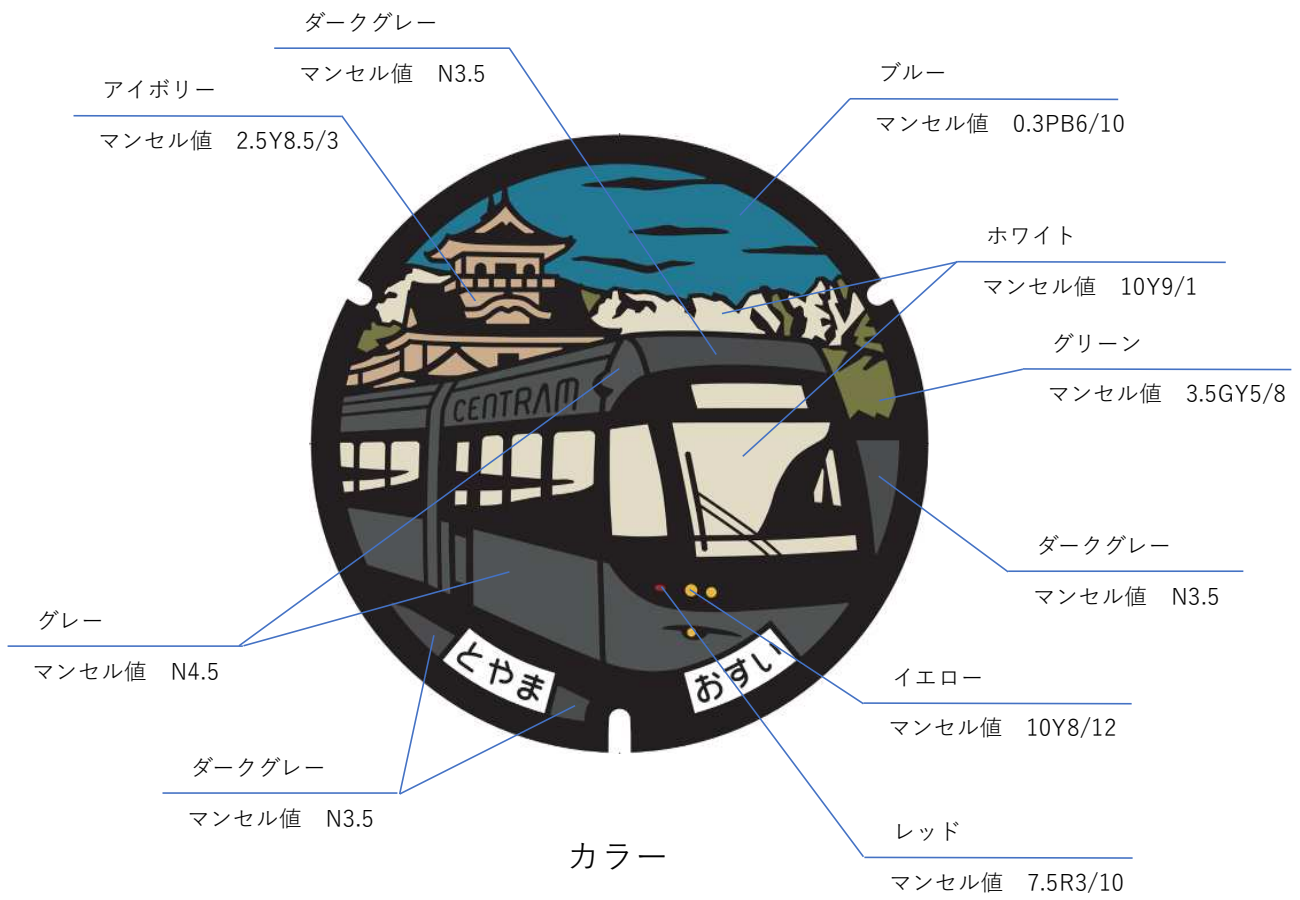


単色

③ 花火・東西橋・桜（富山地域）

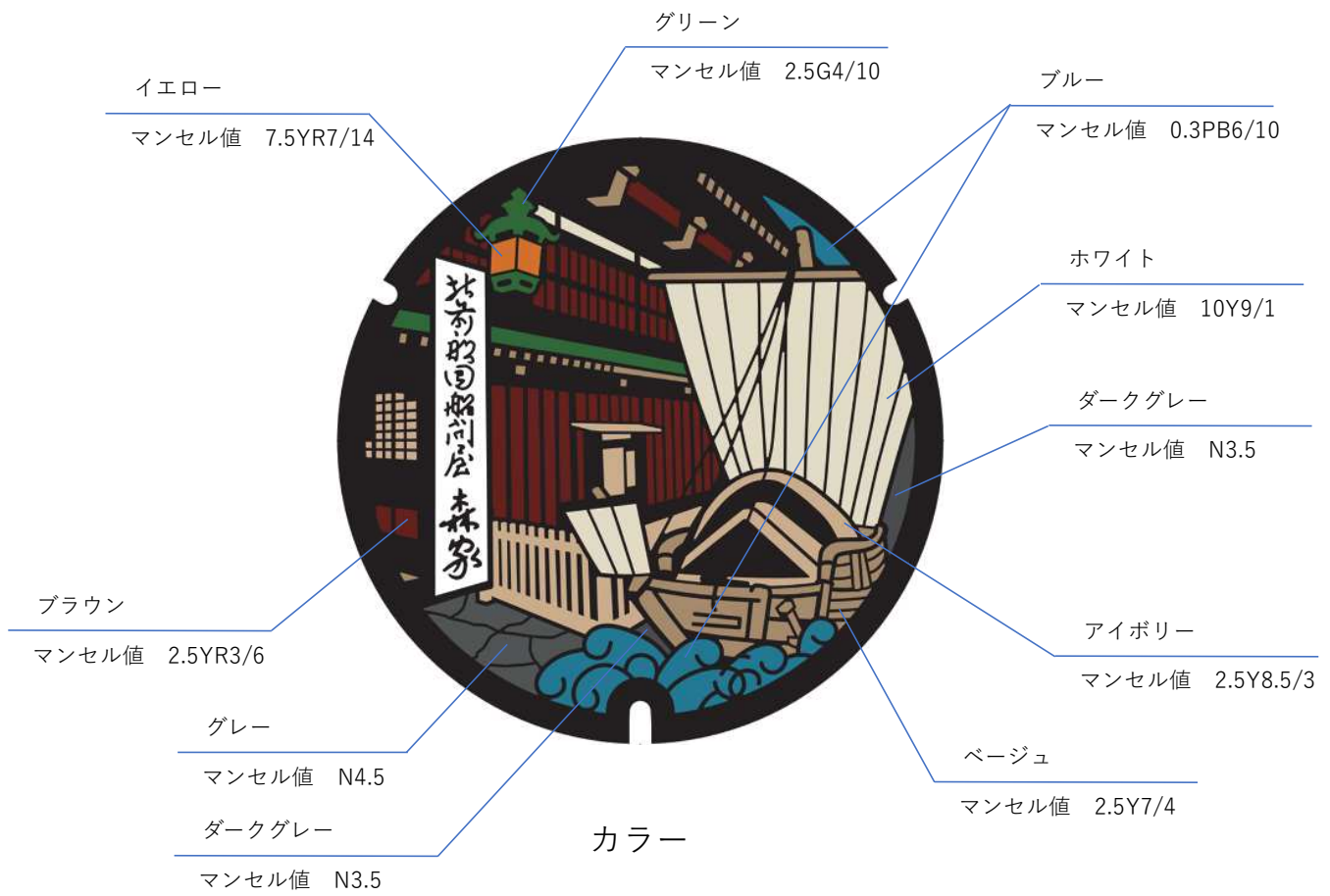


④ 富山城と路面電車



単色

⑤ 岩瀬森家と北前船



単色

⑥ 水仙（婦中地域）



⑦ つばき (八尾地域)



単色

⑧ つつじ (大山地域)



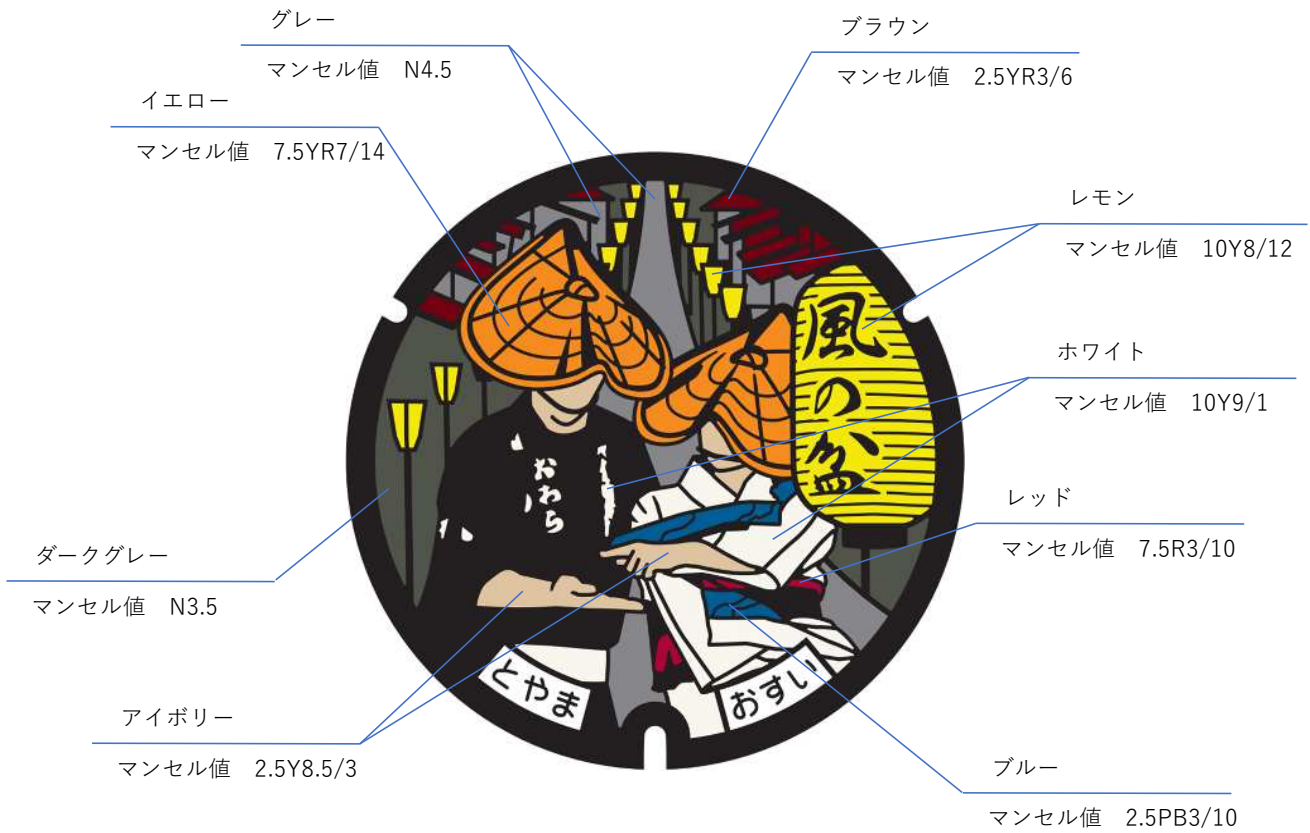
単色

⑨ 雪椿（山田地域）



単色

⑩ 越中八尾おわら風の盆



カラー



単色

⑪ マンホールサミット記念



単色